

伊達市告示第38号

次のとおり、公募により提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

公募型プロポーザルの参加者は、下記の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、参加すること。なお、詳細資料は、伊達市教育部学校教育課に備える。

令和3年3月16日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 業務概要

- (1) 業務名称 伊達小学校校舎改築工事基本設計・実施設計業務委託
- (2) 事務局 伊達市 教育部 学校教育課 企画総務係
- (3) 業務概要
  - ア 履行場所 伊達市元町 78 番地 1
  - イ 履行期限 令和4年3月18日まで
  - ウ 業務概要 伊達小学校校舎の改築および外構整備に係る基本設計・実施設計一式
  - 施設概要 伊達小学校 敷地面積 16,867 m<sup>2</sup>  
建物面積 5,600 m<sup>2</sup>

※なお、業務内容の詳細は、伊達小学校校舎改築工事基本設計・実施設計業務委託説明書による。

2 プロポーザル実施スケジュール

	内容	日時
ア	公告（本要項等の公表）	令和3年3月16日（火曜日）
イ	本プロポーザルに係る質疑の受付期間	
	参加申込書等（参加申込書、実績記入表、学校完成写真）提出に係る質疑受付期間	令和3年3月22日（月曜日）から 令和3年3月24日（水曜日）まで
	その他本プロポーザルに係る質疑受付期間	令和3年3月25日（木曜日）から 令和3年3月29日（月曜日）まで
ウ	本プロポーザルに係る質疑への回答	
	参加申込書等提出に係る質疑への回答	令和3年3月30日（火曜日）
	その他本プロポーザルに係る質疑への回答	令和3年3月31日（水曜日）
エ	参加申込書等の提出期間	令和3年4月1日（木曜日）から 令和3年4月5日（月曜日）まで
オ	参加資格審査結果通知・ 技術提案書等の提出要請の送付	令和3年4月7日（水曜日）
カ	技術提案書等の提出期間	令和3年4月12日（月曜日）から 令和3年5月14日（金曜日）まで

キ	プロポーザル提案審査会の実施通知	令和3年5月17日（月曜日）
ク	プロポーザル提案審査会開催日 （プレゼンテーション・ヒアリング実施）	令和3年5月24日（月曜日）から 令和3年5月28日（金曜日）まで の指定日、指定時間
ケ	審査結果及び優先交渉権者の公表	令和3年6月1日（火曜日）（予定）
コ	本契約締結	令和3年6月上旬（予定）

※参加表明書等、技術提案書等の提出方法については、「5 担当部課」への持参又は郵送とする

### 3 参加条件

参加者は、単独企業又は特別共同企業体とし、各々次に掲げる要件をすべて満たしていること。

#### (1) 単独企業として参加する場合

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和3・4年度伊達市競争入札参加資格者名簿に種別「建築設計」で登録されている者であり、かつ伊達市競争入札参加資格審査規程（平成7年訓令第3号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- エ 道内に所在を有する者であること。
- オ 本プロポーザルの審査委員会の審査委員になっていない者であること。
- カ 国又は地方公共団体が発注する建築物の設計を完了した実績があること。
- キ 平成23年度以降に本業務と同種（公立小学校）の業務において、道内に校舎として5,000㎡以上の建築物の設計業務を完了した実績があること（改修を除く）。なお、共同企業体の構成員及び協力事務所としての実績は不可とする。
- ク 上記キによる実績において、維持管理コスト及びランニングコストの縮減実績又は実施した技術的対策を示せること。

#### (2) 特別共同企業体として参加する場合

##### ア 特別共同企業体の構成員の要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和3・4年度伊達市競争入札参加資格者名簿に種別「建築設計」で登録されている者であり、かつ伊達市競争入札参加資格審査規程（平成7年訓令第3号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 道内に所在を有する者であること。
- ⑤ 本プロポーザルの審査委員会の審査委員になっていない者であること。
- ⑥ 国又は地方公共団体が発注する建築物の設計を完了した実績があること。
- ⑦ 平成23年度以降に本業務と同種（公立小学校）の業務において、道内に校舎として5,000㎡以上の建築物の設計業務を完了した実績があること（改修を除く）。なお、共同企業体の構成員及び協力事務所としての実績は不可とする。
- ⑧ 上記⑦による実績において、維持管理コスト及びランニングコストの縮減実績又は実

施した技術的対策を示せること。

イ 特別共同企業体の構成員の組合せの要件

- ① 市内に本社（店）又は支社（店）を有する者 1 社及び道内に所在を有する者 1 社によるものとする。
- ② 構成員のうち 1 社は平成 23 年度以降に本業務と同種の業務において、建築物の設計業務を完了した実績があること（改修を除く）。なお、共同企業体の構成員及び協力事務所としての実績は不可とする。
- ③ 一の企業は 2 以上の特別共同企業体の構成員となることができない。

ウ 特別共同企業体の構成員の出資比率

各構成員の出資比率は 30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

#### 4 基本設計・実施設計業務委託先を特定するための基準

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成 23 年度以降の学校の設計実績（過去 10 年）
- (3) 地域特性及び周辺環境の熟知度
- (4) 配置予定技術者の経験年数
- (5) 手持ち業務の状況
- (6) 専門分野の技術者資格
- (7) 地域特性及び周辺環境の熟知度
- (8) 業務の理解度、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案等（技術提案書の内容（特に維持管理コスト及びランニングコスト縮減による事項）及びヒアリングにより評価を行う。）

#### 5 担当部課

北海道伊達市 教育部 学校教育課 企画総務係

〒052-0021 伊達市末永町 39 番地 8

TEL : 0142-82-3298 FAX : 0142-23-1084

E-mail : [kikakusomu@city.date.hokkaido.jp](mailto:kikakusomu@city.date.hokkaido.jp)

#### 6 その他

- (1) 契約保証金 不要
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 未定
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 に同じ。
- (5) 技術提案書に関するヒアリングを行う。
- (6) 詳細は説明書による。